

マイナンバーの記入をお願いします

- 平成31年度償却資産申告書に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください。
※個人番号又は法人番号の記入がない場合も受理いたします。

個人の方は12桁の個人番号を、
法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください

償却資産申告書（償却資産課税口座）

平成	年度		発送番号	
		3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
		4 事業種目	9 増加償却の届出	有・無
		(資本等の金額) (百万円)	10 非課税該当資産	有・無
		5 本市における事業開始年月	11 課税標準の特例	有・無
		年 月	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		6 この申告に必需する者の係及び氏名	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		電話()	14 青色申告	有・無
		7 税理士等の氏名	15 越谷市における事業所等資産の所在地	17 事業所用家屋の所有区分
		電話()	① 越谷市	
			(自己所有・借家)	
			② 越谷市	

第二十六号様式
提出用のみ記入してください



※個人事業主の方で申告書の控への返送を希望される方は、控用に個人番号を記入しないようお願いいたします。独自の申告書を利用されている方は特にご注意ください。越谷市の申告書は番号欄部分を複写しないよう加工してあります。

- 個人番号を記入された方は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条等の規定に基づき、本人確認措置として個人事業主ご本人の番号及び身元確認が必要ですので、下記のとおり関係書類を提示または提出していただきますようご協力よろしくをお願いいたします。郵送の場合は関係書類の写しを提出してください。eLTAXでの申告の場合は、地方税電子化協議会にて関係書類を確認しておりますので、越谷市へ改めて関係書類を提出いただく必要はありません。なお、法人番号の確認はいたしません。

【本人が手続きする場合】

本人確認書類(①及び②から1点ずつ)	
①番号確認	②身元確認
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(うら面) ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(おもて面) ・運転免許証 ・健康保険証等

【代理人が手続きする場合】

必要書類(①、②及び③から1点ずつ)		
①代理権の確認	②代理人の身元確認	③本人の番号確認
法定代理人の場合 ・戸籍謄本等 任意代理人の場合 ・委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・運転免許証 ・健康保険証等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書 または、これらの写し



通知カード



おもて面



うら面

＜問い合わせ＞

資産税課 償却資産担当

TEL 048-963-9147 (直通)